

令和4年度 上里町保育所等利用者負担額表

定義		階層区分	利用者負担額（月額）	
			標準時間	短時間
生活保護世帯		1(A)	0	0
市町村民税非課税世帯		2(B)	0	0
均等割のみ課税世帯		3(C)	8,600	8,400
市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円未満の世帯	4(D1)	10,000	9,800
	15,000円 以上 32,000円未満の世帯	5(D2)	13,500	13,200
	32,000円 以上 48,600円未満の世帯	6(D3)	16,000	15,700
	48,600円 以上 60,000円未満の世帯	7(D4)	17,900	17,500
	60,000円 以上 72,000円未満の世帯	8(D5)	20,700	20,300
	72,000円 以上 84,000円未満の世帯	9(D6)	23,200	22,800
	84,000円 以上 97,000円未満の世帯	10(D7)	25,200	24,700
	97,000円 以上 115,000円未満の世帯	11(D8)	28,700	28,200
	115,000円 以上 133,000円未満の世帯	12(D9)	31,200	30,600
	133,000円 以上 151,000円未満の世帯	13(D10)	34,200	33,600
	151,000円 以上 169,000円未満の世帯	14(D11)	36,200	35,500
	169,000円 以上 213,000円未満の世帯	15(D12)	39,200	38,500
	213,000円 以上 257,000円未満の世帯	16(D13)	42,200	41,400
	257,000円 以上 301,000円未満の世帯	17(D14)	46,600	45,800
	301,000円 以上 333,000円未満の世帯	18(D15)	48,000	47,100
	333,000円 以上 365,000円未満の世帯	19(D16)	49,400	48,500
	365,000円 以上 397,000円未満の世帯	20(D17)	51,800	50,900
	397,000円以上の世帯	21(D18)	54,200	53,200

☆4月～8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税で、9月～3月分の利用者負担額は当年度の市町村民税で算定されます。

※利用者負担額の軽減については裏面をご覧ください。

☆利用者負担額の各軽減策等について

I. 第1子の場合

○一般世帯

…表面の利用者負担額となります。

○ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯などの要保護世帯(生活保護世帯を除く。)等で、

・C階層からD3階層の場合

…表面の利用者負担額から1,000円を控除した額の半額となります。

・D4階層からD6階層で(算定対象者の市町村民税所得割額の合算が77,101円未満)の場合

…利用者負担額の半額または9,000円(保育短時間認定の場合は8,800円)のいずれか低い額となります。

II. 第2子の場合

○一般世帯でC階層からD4階層(算定対象者の市町村民税所得割額の合算が57,700円未満)の場合

…兄弟の年齢に関わらず表面の利用者負担額の半額となります。

○一般世帯で兄弟が幼稚園、認定こども園、保育所等を同時利用している場合

…表面の利用者負担額の半額となります。

○ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯などの要保護世帯(生活保護世帯を除く。)等でC階層から

D6階層(算定対象者の市町村民税所得割額の合算が77,101円未満)の場合

…無料となります。

III. 第3子以降の場合

○兄弟が幼稚園、認定こども園、保育所等を3人以上同時利用している場合

…無料となります。

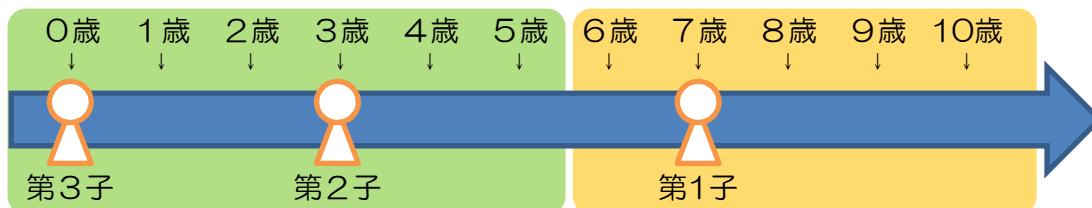
○兄弟が幼稚園、認定こども園、保育所等を3人以上同時利用していない場合

…兄弟の年齢に関わらず無料となりますが、別途申請が必要です。

IV. 多子計算のカウント方法について

○一般世帯でD4階層以下(算定対象者の市町村民税所得割額の合算が57,700円未満)の場合またはひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯などの要保護世帯(生活保護世帯を除く。)等でD6階層(算定対象者の市町村民税所得割額の合算が77,101円未満)の場合

⇒第1子の年齢に関係なくカウント



○上記以外の場合

⇒幼稚園、認定こども園、保育所等を利用している子のみをカウント

